

令和6年度

保育所・認定こども園入所のしおり

「保育施設・事業利用の案内」



【一斉受付期間】 令和5年11月1日（水）～11月24日（金）

- 受付場所 子育て支援課、市役所各支所総務課、各市立保育所・こども園
- 受付時間 市役所 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）
保育所・こども園 各開園時間内

※ 一斉受付期間を過ぎた場合、利用定員に空きがあれば、利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申し込みいただけます。まずは子育て支援課にご相談ください。

令和5年10月 南丹市 子育て支援課

（中央庁舎2階）

〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地

TEL 0771-68-0017/FAX 0771-68-1166

目次

はじめに.....	3
1. 認定について.....	4
2. 利用申し込みに必要な提出書類について.....	7
3. 利用調整について.....	9
4. 保育施設の開設について.....	10
5. 保育料について.....	11
6. 病児保育について.....	12
7. 保育所を利用していない子どもを対象にした事業（一時保育）.....	12
8. 他市町村の施設利用を希望される場合（広域入所）.....	13
9. 市立認定こども園の1号認定利用について.....	13
■Q&A.....	14

（資料）

■ 南丹市保育所保育料等徴収金基準額表.....	17
■ 南丹市保育所〈ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯〉 保育料徴収金基準額表.....	18

■ 南丹市立保育所等一覧

	施設名	所在地 (電話番号)	予定定員数 (人) ※施設全体	受入対象児の年齢 (予定)	土曜保育の 有無
園部町内	園部保育所	園部町木崎町下ヲサ 46番地 (0771-62-0427)	110	1歳児～5歳児	城南保育所で 合同実施
	城南保育所	園部町城南町中井 50番地 (0771-62-1400)	100	0歳児(満6か月～) ～5歳児	
八木町内	八木中央保育所 (八木中央幼児学園 長時部)	八木町西田河原條 42番地 (0771-42-5189)	110	1歳児～5歳児	八木東保育所 で合同実施
	八木東保育所 (八木東幼児学園)	八木町北屋賀焼石 8番地3 (0771-42-4377)	60	0歳児(満6か月～) ～5歳児	
日吉町内	ひよしこども園	日吉町保野田垣ノ内 11番地・12番地1合地 (0771-72-0212)	70	0歳児(満6か月～) ～5歳児	ひよし こども園 で合同実施
	胡麻保育所	日吉町胡麻中野辺谷 73番地 (0771-74-0052)	60	1歳児～5歳児	
美山町内	みやまこども園	美山町島島台 53番地 (0771-75-0133)	100	0歳児(満1歳～) ～5歳児	みやま こども園 で合同実施
	みやまこども園 知井分園	美山町中勘定 7番地	10	1歳児～2歳児	

■ 南丹市内民間幼保連携型認定こども園

	施設名 ／事業者名	所在地 (電話番号)	予定定員数 (人) ※施設全体	受入対象児の年齢 (予定)	土曜保育の 有無
園部町内	南丹のぞみ園 ／社会福祉法人京都ルーテル会	園部町小山東町平成台 1号21番地 (0771-68-2255)	180	0歳児(満6か月～) ～5歳児	有

はじめに

保育所は、保護者の就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、すべての子どもが無条件に利用できる施設ではありません。南丹市内には、5か所の市立保育所、2か所の市立認定こども園（分園含む）、私立の認定こども園 1 園があります。認定こども園の保育所利用も市立保育所と同じ扱いです。

※※※ このページには、保育所利用について、特に大切な情報を掲載しています。※※※

（１）保育所を利用するには

申し込みができるのは、南丹市に居住（住民登録など）している子ども（転入予定を含む）です。このしおりをよく読み、申請書及び必要書類を揃えて下記のとおりご提出ください。

市外に居住している子どもで南丹市内の保育所を利用したい場合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。自治体間での協議を行い、利用を調整します。

（２）利用の申し込み締切と流れについて

令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日の間）の利用を希望される方（**年度途中から利用希望の方を含む**）は、一斉受付期間内に申し込みをしてください。

一斉受付期間を過ぎた場合は、利用定員に空きがあればお申し込みいただけますので、子育て支援課までご連絡ください。

① 申請

【一斉受付期間】 **令和5年11月1日（水）～11月24日（金）**

- 受付場所 子育て支援課、市役所各支所総務課、各市立保育所・こども園
- 受付時間 市役所 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日除く）
保育所・こども園 各開園時間内

【上記期間以降】 利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで



② 認定の審査と利用施設の調整

- ・ 「家庭において必要な保育を受けることが困難である状態」の審査と認定を行います。
- ・ 認定を受けた子どもは、希望にしたがって利用する施設を調整します。希望者が受入可能人数を超える場合は、各世帯の状況により市にて利用調整を行い（面接をする場合もあります）、利用者を選考します。その結果、希望した保育施設を利用できないこともあります。



③ 結果の通知

- ・ 利用の承諾もしくは保留を通知します。
 - ※ 一斉受付期間内に受け付けた申し込み分は、令和6年1月末頃に通知する予定です。
 - ※ 保育料は、入所後に世帯の所得に基づき決定されます。
幼児教育・保育の無償化により3～5歳児の保育料は0円です。（副食費は必要です。）
 - ※ 利用開始までに指定の金融機関、市役所出納課・各支所総務課で口座振替の手続きをお願いします。

1. 認定について

保育所を利用するには、「子ども・子育て支援新制度」において、保護者の就労等により保育を必要とする「認定（給付認定）」を受けることが必要です。

（1）認定区分

保護者が教育・保育のどちらを希望するのか、また、子どもの年齢によって3つの区分に認定されます。

■ 認定区分（南丹市の場合）

認定の種類	年齢	保育の必要性	法令	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	法19条1項	市立幼稚園、市立認定こども園（教育）、 私立認定こども園（教育）
			法30条の4	私立幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	法19条1項	市立保育所、市立認定こども園（保育）、 私立認定こども園（保育）
			法30条の4	市立幼稚園、私立幼稚園
3号認定	0～2歳	あり	法19条1項	市立保育所、市立認定こども園（保育）、 私立認定こども園（保育）

※ 私立の幼稚園、認定こども園の1号認定を希望する場合は、園が窓口になりますので、詳しくは各園にお尋ねください。

■ 令和6年度 利用する子どもの年齢表

区分	生年月日
0歳児	令和6年度中に1歳になる子ども・満6か月以上児
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

(2) 保育の必要性の認定・保育必要量の認定

保育認定を受けられるのは、保護者の方すべてが、保育必要性のいずれかの事由に該当し、子どもを家庭で保育することが困難な場合です。また、保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」か「保育短時間（1日最長8時間）」のどちらかに決まります。

※ 利用可能時間を超える場合は、保育施設への申し込みにより延長保育が利用できます。

■ 保育所を利用できる事由・保育必要量の区分

保育の必要性の事由（※保育施設の利用可能期間）		保育必要量区分
就労	月48時間～119時間労働することを常態としている場合（下限基準例：1日4時間×週3日）	保育短時間
	月120時間以上労働することを常態としている場合（下限基準例：1日6時間×週5日）	保育標準時間
妊娠 出産	妊娠中及び出産後間がない場合 ※産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	保育標準時間
疾病・負傷 障がい	保護者が病気や障がいのため保育が困難な場合	保育短時間 （原則）
同居親族の常時の 介護・看護	同居親族（長期間入院をしている親族を含む）の方を常時介護・看護している場合	介護等を必要とする時間によって認定
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間
継続的な求職活動	仕事を探している場合 ※効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間	保育短時間
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 ※卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間	保育短時間
育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合	保育短時間
虐待やDVのおそれ がある場合	虐待または配偶者からの暴力により、保育が困難な場合	保育標準時間
その他	前項に類して市長が認める場合	必要な時間

■ 開所時間

- 市立保育所、認定こども園

月曜から金曜	午前 7 時 30 分 から 午後 7 時 00 分まで
土曜	午前 8 時 00 分 から 午後 1 時 30 分まで (みやまこども園のみ、午後 5 時 00 分まで)

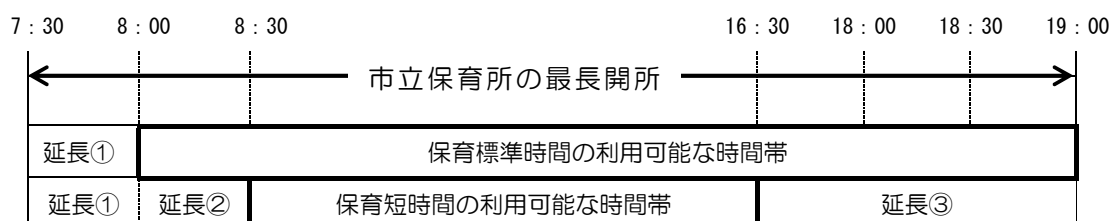
- 南丹のぞみ園

月曜から金曜	午前 7 時 00 分 から 午後 8 時 00 分まで
土曜	午前 7 時 00 分 から 午後 6 時 00 分まで

■ 利用時間（市立、私立とも共通）

保育標準時間	午前 8 時 00 分 から 午後 7 時 00 分まで（最長 11 時間）
保育短時間	午前 8 時 30 分 から 午後 4 時 30 分まで（最長 8 時間）
延長保育	開所時間の中で申請により利用ができます。

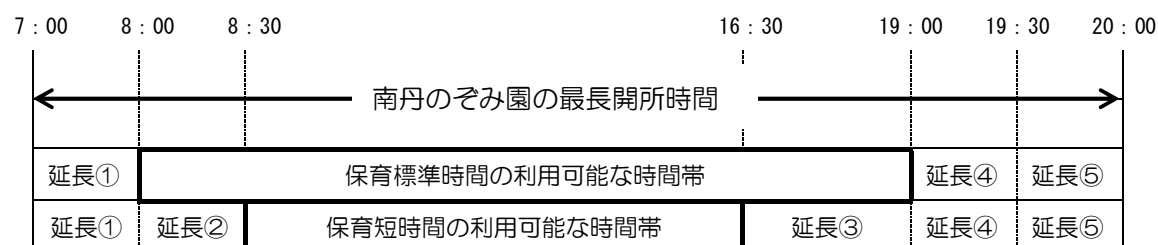
- 市立保育所、認定こども園（平日利用）



※ 延長保育の利用には申請が必要です。

※ 〔延長保育料〕 延長①・③ 各 1 回 200 円
延長② 無料

- 南丹のぞみ園（平日利用）



※ 延長保育の利用には申請が必要です。

※ 〔延長保育料〕 延長①・③ 各 1 回 200 円
延長② 無料
延長④・⑤ 各 1 回 100 円（別途、補食代が必要です。）

※ 土曜保育の延長保育について、利用は 18 時までとなります。

2. 利用申し込みに必要な提出書類について

次の書類を提出してください。

書類は、各受付場所で配布しています。また、南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」からもダウンロードできます。印刷してご利用ください。

◆ すべての方に必要な書類

① 給付認定申請書兼認定内容確認票	子ども1人につき1部必要
② 保育所・認定こども園利用希望申込書	
③ お子さまの様子について	
④ 申込みチェックシート	
⑤ マイナンバー関係書類（個人番号提供書） ※ 説明が後の項目にあります。	申し込み世帯につき1部必要

◆ 保護者の状況ごとに必要な書類

※ すべての保護者分が必要です。

※ 同敷地内にお住まいの満64歳以下（利用開始時点）の祖父母の方もご提出ください。

保護者の状況	提出書類	
	市指定の様式	添付書類
会社等にお勤めの方 （常勤・パート・内職・自営専従者など）	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 不規則な勤務の場合は、シフト表など 派遣社員の場合は、派遣会社（派遣元）の証明
自営の方（自営業・農業・起業準備）	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 開業届出書、営業許可書、確定申告書等（控え、写し）の自営が分かる客観的書類 開業予定の場合は、例えば店舗予定地の賃貸借契約書（写し）等
育児休業が終了し、仕事に復職する方	就労証明書	※復職後、翌月末までに「復職証明書」を提出してください。
育児休業中の方	就労証明書	
妊娠・出産 （産前6週間・産後8週間の期間）	保育必要性の申立書 （その他用）	母子手帳のコピー（表紙と分娩予定日記載のページ）

保護者が病気または心身に障がいがある場合	保育必要性の申立書 (疾病・負傷・障がい用)	・診断書（家庭保育が困難であることがわかるもの） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー（等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）
保護者が同居親族の方を介護・看病を常時している場合	保育必要性の申立書 (介護・看護用)	・介護を受けている方の診断書 (常時介護や看護が必要である旨の記載があるもの)
災害の復旧に当たっている場合	保育必要性の申立書 (就学・災害復旧用)	り災証明書
仕事を探している場合	求職活動状況申告書	求職中であることが分かるもの (ハローワークカード等)
保護者が大学や職業訓練学校、専門学校などに通学している場合	保育必要性の申立書 (就学・災害復旧用)	在学証明書及びカリキュラム
虐待やDVのおそれがある場合	保育必要性の申立書 (その他用)	児童相談所などからの証明
その他	保育必要性の申立書 (その他用)	個別に指示する書類、証明書

◆ 子どもの状況に必要な書類

これから産まれる場合	・母子手帳のコピー（表紙と分娩予定日記載のページ）
病気又は心身に障がいがある場合	・診断書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー（等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）

◆ マイナンバー関係の書類

- ※ マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設利用の手続きにおいて、マイナンバーの提出が必要となりました。
- ※ 子育て支援課での窓口申請の場合は、申請者本人による窓口での下記添付書類（原本可）の提示により、添付書類の貼り付けを省略することができます。
- ※ **子育て支援課以外の窓口に出される場合は、指定の封筒に入れ、封をした状態で提出してください。**

提出書類（市指定の様式）	添付書類
給付認定に係る個人番号提供書	・記載した全員分の個人番号のコピー ・申請した保護者の本人確認書類

◆ 保育料等の算定に必要な書類

- ※ すべての保護者分を合算して算定をします。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合には、祖父母等にも書類を提出いただくことがあります。
- ※ 算定に必要な課税資料が揃わない場合は、最高額で仮決定します。

保護者の状況	提出書類
令和5年1月1日時点の 住民登録が南丹市の方	提出不要 ※市民税が未申告の方は判定が行えません。必ず申告をしてください。（配偶者控除の対象者は不要）
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書または生活保護受給者証のコピー
令和5年1月1日時点の 住民登録が他市町村の方	提出不要 ※マイナンバーによる情報連携で課税状況を照会します。 ※照会して課税状況が確認できない場合は、後日連絡をします。ので、 <u>次の書類を添付してください。</u> 【すべての保護者分】（配偶者控除の対象者は不要） ○給与所得のみの方（給与から市市民税が天引されている方） …令和5年度市市民税の特別徴収税額通知書 ○自営業・個人納付の方 …令和5年度市市民税納税通知書（表紙・税額・明細部分のコピー） ○海外勤務の方 …海外に居住しており市民税情報のない方は、海外勤務期間中の所得額等を、市民税相当額として算定し保育料等を算定します。 ○上記以外の方・紛失した方 …令和5年度市町村市民税課税証明書、もしくは非課税証明書（令和5年1月1日時点の住民登録地発行）

◆ 注意事項

《提出時の注意事項》

- ！ 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、申請却下または、利用調整において減点の対象となることがあります。
- ！ 提出書類の内容に虚偽があった場合、決定等を取り消すことがあります。

《申請後の注意事項》

- ！ 利用の必要がなくなった場合には、必ず子育て支援課に連絡の上、「取下げ書」を提出してください。
- ！ 世帯状況（子どもや保護者の氏名や住所、世帯員の増減、保護者の転職、離職等）の変更があった場合は、必ず子育て支援課に連絡の上、必要書類を提出してください。

3. 利用調整について

利用を希望する申込者数が定員を超えた場合は、各世帯の状況（保育の必要性の事由、保護者の状況等）を指数（ポイント）化し、利用者を選考します。面接を行う場合もありますので、その際にご連絡します。

- ★月の就労時間数や保育の必要理由により調整指数が変動します。
- ★ひとり親世帯や保護者が保育士、幼稚園教諭等として就労する場合等は基本指数に加算する優先指数を設定しています。

★子どもを預けることができる祖父母等がいらっしゃる方や、きょうだい教育のみで幼稚園を利用されている場合等は基本指数を減算する調整指数を設定しています。

★それぞれのご家庭の保育が必要な理由を給付認定申請書に詳しく記入ください。

4. 保育施設の開設について

(1) 休所について

休所日は、日曜、祝日、振替休日、年末年始等です。

気象警報、特別警報の発表、突発的な災害により安全な保育が実施できないと判断した場合は、臨時休所する場合があります。

(2) ならし保育について

保育所での生活に慣れるため、初めての利用時に1週間程度のならし保育期間があります。休日及び欠席を除き、計6日間実施します。

4月のならし保育は入所式の翌日からスタートします。4月1日から入所式の間にご利用希望がある方は入所の決定後に園へご相談ください。

※ 保育所入所を機に就業または復職する場合、就業または復職する前にならし保育をすることが可能です。ただし、年度をまたいだ利用はできません。

※ ならし保育から保育料は必要です。

〔標準日程〕 初日・2日目 10時まで 3日・4日目 12時まで 5日・6日目 16時まで

(参考) 令和6年度市立保育所の4月からの通常入所の場合

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6 入所式
7	8 ならし1日目 ~10:00	9 2日目 ~10:00	10 3日目 ~12:00	11 4日目 ~12:00	12 5日目 ~16:00	13
14	15 6日目 ~16:00	16 通常・延長 保育開始	17	18	19	20

※ 正式日程は入所決定後に各施設から案内されます。

※ 4月途中入所・5月以降の入所は、保育の必要な日の6日前よりならし保育開始です。

(3) 延長保育について

保護者のやむを得ない事情により、認定された保育必要量(時間)を超えて保育が必要となる場合に、延長保育を利用することができます。

申し込みは、入所決定後に通所する施設にて行います。

延長保育料につきましては、6ページをご覧ください。

5. 保育料について

保育料・副食費は、市立保育所・認定こども園、南丹のぞみ園ともに、南丹市保育所保育料等徴収金基準額表にて市が決定します。

(1) 保育料の算定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

保育料（利用者負担額）は、子どもの年齢と、所得に応じた**保護者の市町村民税所得割額**によって決定されます。保育料算定の基準額は、子どもの保護者（父母もしくは父母以外の扶養義務者の方）の市町村民税の所得割額の合算額となります。

算定の基準となる市民税の期間は、以下の図の通りです。

算定した保育料は、入所後に通知されます。保育料の金額と減免制度については、後ろの資料をご参照ください。（⇒17ページ）

算定後に所得更正があった場合は、速やかに連絡をお願いします。記載事項変更届提出の翌月分から更正後の課税情報で算定を行います。

令和6年						令和7年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和5年度」市民税 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)						「令和6年度」市民税 (令和5年1月1日～12月31日までの所得)					

※ 算定に必要な課税資料が揃わない場合は、最高額で仮決定します。

(2) 副食費について（3歳以上児 ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から）

3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、保育料（利用者負担額）は0円となっていますが、副食費が必要となります。副食費の金額と免除条件については、後ろの資料をご参照ください。（⇒17ページ）

(3) 納付方法

市立保育所の利用が決まった方

- ・納付方法は、**原則、口座振替**です。
- ・利用が決まりましたら口座振替の方法等の案内を行いますので、手続きをお願いします。
- ・申請保護者名義の口座を準備ください。

〔口座振替のできる金融機関〕

京都銀行、京都信用金庫、京都農業協同組合、京都中央信用金庫、りそな銀行、ゆうちょ銀行

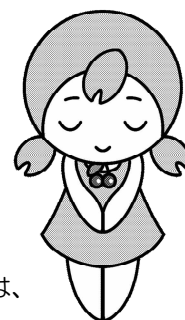
南丹のぞみ園の利用が決まった方

- ・園から手続き方法のお知らせをします。

保育料は期限内に納付してください。

保育施設の運営には、お子さんの健康と安全を守るため、給食費や人件費等多くの経費が必要です。南丹市では国の定める基準より保育料を低額に設定し、保護者の負担軽減を図っています。保護者から納付いただく保育料が重要な財源となりますので、期限内の納付にご協力ください。

※ 納期限を過ぎると延滞金が発生します。また、督促後にも納められない場合は、給与等の差し押さえを行うことがあります。



6. 病児保育について

利用対象は、入所している子どもです。利用方法は、入所後にお知らせします。

■ 名 称	亀岡市・南丹市・京丹波町病児保育室「ひまわり」
■ 開設場所	京都中部総合医療センター
■ 開設日	月曜から金曜までの平日
■ 開設時間	午前8時00分から午後5時30分
■ 利用料金	1日 2,500円 半日（5時間以内）1,500円 ※ 別途、昼食代が必要です。

7. 保育所を利用していない子どもを対象とした事業（一時保育）

利用対象は、保育所等の利用をしていない子どもです。

保護者の方の仕事や病気等により保育を必要とする場合は、断続的（週3日以内）に、育児負担の軽減等のために保育を必要とする場合は、緊急・一時的（2週間以内）に預かります。

※ 保育所ごとに実施内容が異なります。

※ 利用を希望する場合は、人員等の調整が必要ですので、お早めに各保育所等へお問い合わせください。

■ 市立保育所等

実施保育所	種別	対象年齢・利用時間	利用料
八木中央保育所	継続的に行う預かり （週3日以内）	一時保育開始日現在で 満1歳から就学前まで	※年齢区分については、 利用年度の4月1日現在の 年齢を適用します。 ●3歳未満児 1日あたり 1,800円 半日あたり 1,000円
	緊急・一時的な預かり （2週間以内）	（月曜～金曜） 8時30分～16時30分 ※断続的に行う預かりの場合は、 延長保育の利用可（料金別）	
園部保育所 城南保育所 八木東保育所 ひよしこども園 胡麻保育所 みやまこども園	緊急・一時的な預かり （2週間以内）	当該年度の4月1日現在で 満1歳から就学前まで （月曜～金曜） 8時30分～16時30分	●3歳以上児 1日あたり 1,500円 半日あたり 800円

■ 南丹のぞみ園

満1歳6か月以降の子どもを対象に実施します。詳細は園へお問い合わせください。

8. 他市町村の施設利用を希望される場合（広域入所）

事情により、南丹市外の施設への利用を希望される場合も、利用申し込みは南丹市に提出してください。利用申し込みを受けた後、利用申込先の市町村と協議を行います。

※ 利用申し込み先の市町村の承諾がなければ利用できません。

■ 実施基準（以下のいずれかに当てはまること）

- ① 保護者の勤務状況により、南丹市内の保育所では子どもの送迎に無理が生じる場合
- ② 利用申込先の市町村に祖父母等の家族が所在し、その家族の援助を必要とする場合
- ③ 自宅が行政境にあり、隣接市町村の保育所を希望する場合

9. 市立認定こども園の1号認定利用について

ひよしこども園、みやまこども園は3・4・5歳児に5人定員で教育のみ希望する1号認定での利用が可能です。利用時間は午前9時から午後2時までで保育利用の園児と一緒に過ごします。希望される方は、子育て支援課または各こども園へお問い合わせください。年度の途中で変更することも可能です。

保育所入所手続き Q&A

Q1 認定が受けられない場合がありますか？

- ・2号、3号認定については、就労時間等により保育を必要とする事由に該当しない場合は、受けられないことがあります。

Q2 保育利用時間の認定は変更できますか？

- ・就労時間等の要件を満たしていれば保育短時間認定から標準時間認定へ変更可能です。就労証明書等の必要書類と記載事項変更届を提出ください。申請された翌月から変更です。

Q3 今は仕事をしていませんが、働き始めたいです。申し込みはできますか？

- ・求職の事由で申し込みはできます。ただし利用の承諾期間は3か月です。その期間に就労先を見つけていただき、就労証明書等で確認できた場合は、継続利用が可能です。

Q4 これから出産予定の子どもを申し込みたいです。どうしたらいいですか？

- ・提出書類の生年月日には出産予定日を記入し、母子手帳のコピー（表紙、分娩予定日記載のページ）を添付して、お申し込みください。出産後、利用開始日など変更があった場合は、子育て支援課にご相談ください。

Q5 育児休業中でも利用できますか？

- ・育児休業中の新規利用はできません。育児休業の終了翌日からの利用希望でお申し込みください。

Q6 就労での利用中に育児休業することになりました。利用中の子どもは退所ですか？

条件により継続しての利用が可能です。下記の表をご参照ください。

休業期間と復帰時期	利用中の子どもの年齢		継続利用の可否
1年以内に復帰	すべての子ども		利用可能
1年を超えて復帰	0～2歳児		出生した子どもが、1歳を迎える前日の属する月末まで利用可能
	園部・八木地域の保育所	3歳児	出生した子どもが、 ・9月までに1歳の誕生日を迎える場合 …9月末まで利用可能 ・10月以降に1歳の誕生日を迎える場合 …3月末まで利用可能
		4～5歳児	利用可能
日吉・美山地域の保育所	3～5歳児	利用可能 ひよしこども園、みやまこども園は教育のみ利用する 1号認定へ変更可能	

※ 生まれたお子さんの育児休業が終了する予定日で、保育所利用申請をし、保留となった場合は、既に利用中のお子さんについて一定期間の継続利用が可能です。

Q7 祖父母が同居していても保育所の申し込みはできますか？

- ・申し込みは可能ですが、64歳以下の祖父母については就労証明書等の書類を提出してください。

Q8 母親が出産のため産前産後の期間だけ入所しましたが、引き続き利用できますか？

- 既定の期間が過ぎると入所要件がなくなりますので利用できません。

Q9 仕事を辞めました。保育所は退所しなくてははいけませんか？

- 仕事を辞められ、その他に保育所利用の要件がない場合は、退所となります。ただし次の仕事を探すという場合は求職を事由に3か月の継続利用は可能です。

Q10 南丹市以外の市町村に居住していますが、南丹市内の保育所を利用できますか？

- 南丹市内の保育所を利用できるのは、南丹市に居住し住民登録されている子どもです。申し込み時には他市町村に住民登録されていても、利用までに転入予定の場合は申し込みを受付けます。

Q11 離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料はかわりますか？

- 離婚や婚姻、転居等の理由により申請時と家庭の状況に変更があった場合は、すみやかに保育所または子育て支援課で手続きをしてください。申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。保育料の変更は申請された翌月分から反映します。

Q12 転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

- 就労証明書を新たに提出してください。
- 転職していなくても、就労の時間や場所等に変更がある場合は再度提出をお願いします。

Q13 農業従事者ですが、客観的に証明のできる添付書類が用意できません。

- 就労証明書の左上に、下記の----枠内を参考に手書きで文字を記入の上、農業委員または農地利用最適化推進委員の記名により、証明を受けてください。（下線部に各項目を記載してもらってください。）

就労証明書		(A)				
南丹市長 宛		証明日	西暦	年	月	日
農業委員・農地利用最適化推進委員証明 証明日 _____年____月____日 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____		事業所名	_____			
		代表者名	_____			
		所在地	_____			
		電話番号	_____			
		担当者名	_____			
		記載者連絡先	_____			
下記の内容について、事実であることを証明いたします。						
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。						
No.	項目	記載欄				
		「農業・林業」「漁業」「鉱業・採石業・砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業				

認定こども園について

Q14 認定こども園を希望する場合の手続きは

- 保育を希望される場合は、まず子育て支援課へ入園に必要な書類を提出してください。その後、利用調整を行ったうえで利用する園と契約をしていただきます。

Q15 入園の選考はどのように行われますか？

- 認定こども園の保育利用を希望される場合は、保育の必要の程度を勘案し、市が利用調整を行います。

Q16 認定こども園の保育料はどのように決まりますか？

- 市が保護者の市民税所得割額等から算定し決定しますが、納付は園に直接していただくこととなります。市立保育所と同じ基準額表を用いて算定します。

(資料)

●南丹市保育所保育料等徴収金基準額表

2号認定(3歳以上児 ※満3歳に達する日の翌以後の最初の4月1日から)			
保育料徴収金基準額(月額)	0円※1	副食費	4,500円※2

※1 3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、0円となっています。
3歳以上児より副食費が必要になります。副食費は、日割りはありません。

※2 次の場合、副食費は免除です。

- ① 年収360万円未満相当(市民税57,700円未満)の世帯の子ども
- ② 全所得階層の第3子以降の子ども(多子の数え方には条件があります。)
 - ・市民税所得割57,700円以上~169,000円未満:満18歳未満(※)の子どもから数えて、3人目以降の子ども(※18歳に達する以降最初の3月31日までの間を含む。)
 - ・市民税所得割169,000円以上~ 就学前児童の範囲で、上から3人目以降の子ども

3号認定(3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで)				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額(月額)		国・京都府の減免制度により適用される内容
階層区分	定義	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
A	生活保護世帯	0円	0円	-
B	市民税非課税世帯	0円	0円	-
C1	市民税所得割非課税世帯	8,000円	7,800円	第2子半額 第3子以降無料 57,699円以下 57,700円以上 第2子半額 第3子以降無料 多子カウント年齢制限あり(18歳になる年度まで) *同一世帯内において2人の児童が入所している場合 第3子以降無料 *同一世帯内において3人以上の児童が入所している場合
C2	8,000円未満	10,000円	9,800円	
C3	8,000円以上48,600円未満	11,000円	10,800円	
D1	48,600円以上52,700円未満	12,600円	12,300円	
D2	52,700円以上56,400円未満	14,000円	13,700円	
D3	56,400円以上64,300円未満	18,000円	17,600円	
D4	64,300円以上75,200円未満	24,500円	24,000円	
D5	75,200円以上97,000円未満	29,600円	29,000円	
D6	97,000円以上112,200円未満	32,500円	31,900円	
D7	112,200円以上147,000円未満	36,000円	35,300円	
D8	147,000円以上169,000円未満	39,000円	38,300円	
D9	169,000円以上211,100円未満	41,000円	40,300円	
D10	211,100円以上264,500円未満	43,000円	42,200円	
D11	264,500円以上301,000円未満	45,000円	44,200円	
D12	301,000円以上	46,000円	45,200円	

※ 多子カウントの対象…保護者と生計を一にしていることが条件です。必ずしも同居を必要とはしていません。
※ 3歳未満児の給食副食費は、保育料の中に含まれます。

(資料)

●南丹市保育所〈ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯〉保育料徴収金基準額表

3号認定(3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			
階層区分 (定義は前の表を参照)	保育料徴収金基準額(月額)		国・京都府の 減免制度により 適用される内容
	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
B	0円	0円	第2子 以降無料
C1	4,000円	3,900円	
C2	5,000円	4,900円	
C3	5,500円	5,400円	
D1	6,300円	6,150円	
D2	7,000円	6,850円	
D3	9,000円	8,800円	
D4	9,000円	9,000円	
D5 (77,101円未満)	9,000円	9,000円	

※ D5階層の一部(世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上)を超える世帯は、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」を適用します。

【その他の減免制度】

在宅障がい児(者)のいる世帯で、D5階層の一部(世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上)からD12階層の世帯における保育料については、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」に定める保育料徴収金基準額の1/2になる場合があります。

～下記に該当する世帯については、保育料の負担軽減があります～

- (1) 生活保護等世帯 (2) ひとり親世帯 (3) 在宅障がい児(者)のいる世帯
(4) 第3子以降の通所児童がいる世帯

※(3)の方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書の写しを添付が必要です。



☆ 保育所の利用について、わからないことがあればお気軽に子育て支援課までお問合せください。

- 南丹市 子育て支援課（中央庁舎 2 階）
〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47 番地
TEL 0771-68-0017/FAX 0771-68-1166